

## 施設を利用するときの手続きについて

### ◆◆共通事項◆◆

#### ①町内の教育・保育施設

利用施設	内容	対象年齢
保育園	保護者が仕事や病気、出産、介護などのため、家庭において十分保育することができない乳幼児を、保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設です。	0歳～5歳
認定こども園 (幼稚園型)	幼稚園と保育園の2つの性質を併せ持った施設です。 就学前の子どもに対して、教育・保育を一体的に捉え、幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を併せ持っています。	3歳～5歳

#### ②教育・保育認定

##### (1)教育・保育認定とは

保育園、認定こども園、地域型保育事業を利用する場合に、教育・保育の必要性を認定するものです。

##### (2)教育・保育給付認定区分(支給認定の種類)

施設の利用を希望する保護者は、利用のための「**支給認定**」が必要になります。

支給認定の種類には、「保育を必要とするかどうか」や子どもの年齢に応じて、1号認定・2号認定・3号認定の認定を受けることができます。

支給認定区分	利用する施設	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	認定こども園 (幼稚園型)	満3歳以上で、就学前の教育を希望される子ども
2号認定 (保育認定)	認定こども園 (幼稚園型)	満3歳以上で、保護者の就労などで、「保育の必要な事由」に該当し、教育・保育を希望される子ども
	保育園	満3歳以上で、保護者の就労などで、家庭で必要な保育を受けることが困難な子ども
3号認定 (保育認定)	保育園	満3歳未満で、保護者の就労などで、家庭で必要な保育を受けることが困難な子ども



### (3)教育・保育の有効期間

教育・保育認定区分	保育の必要な事由	認定の有効期間
1号認定		小学校就学まで
2・3号認定	就労	就労している期間
	妊娠・出産	出産予定日の前2か月、後3か月
	疾病・障がい	事由により保育を必要とする期間
	介護・看護	
	災害復旧	
	求職活動	3か月間
	就学	就学期間
	虐待およびDVのおそれ	町長が認める期間
	育児休業	

### (4)保育の必要性の認定基準

保育の必要な事由	基準
就労	月120時間以上仕事をするを常態としていること (短時間認定の場合は月48時間以上)
妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間がないこと (特別な理由を除き産前2か月、産後3か月)
疾病・障がい	保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障がいがある場合
介護・看護	同居の親族を常時介護または看護している場合
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合 入所期間は3か月まで
就学	就学、技能習得などのため通学している場合
虐待やDVのおそれ	児童虐待のおそれがある、または配偶者からの暴力により保育が困難と認められる場合
育児休業	育児休業する場合で、これまで児童が保育所等を利用しており継続して入園が必要と認められる場合
その他	その他の上記に類する状態として、児童福祉の観点から保育の必要がある児童等で町が認める場合

※「就労」の認定を受ける場合において、竜王町の場合、就労時間が月48時間に満たない場合は要件を満たしません。

※上記、保育の必要な事由を証明する書類については、P14をご参照ください。



## (5) 保育の必要量

保育認定(2・3号)を受けた方については、保育の必要量に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

保育標準時間(認定)	「月120時間以上仕事をするを常態としていること」および 「妊娠・出産」、「疾病・障がい」、「介護・看護」、「災害復旧」、「就学」 「虐待またはDVのおそれ」
保育短時間(認定)	「月48時間以上～月120時間未満で就労していること」および 「求職活動」、「育児休業」

■ 保育標準時間(認定)・・・フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間、就労時間が月120時間以上)

■ 保育短時間(認定)・・・パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)

※保育短時間利用が可能となる保護者の就労時間は、竜王町の場合、月48時間以上です。

※「就労」認定について、月120時間未満の場合でも、保護者の勤務形態により、常態的に保育時間を超えて保育の必要が認められる場合であれば、「保育標準時間(認定)」での認定を行うことがあります。

※「保育標準時間(認定)」の方が「保育短時間(認定)」に変更することは可能です。

## (6) 施設を利用(教育・保育給付認定を受ける)するときの手続きの流れ

教育・保育給付認定を受けるためには、下記の書類(共通様式)の提出が必要となります。

また、支給認定を受ける区分によって、ご提出いただく必要書類が異なりますので、『P1②の(2)教育・保育給付認定区分(支給認定の種類)』を参考に、申込区分ごとに必要となる書類を入園願書または保育所等入所(園)申込書と併せて、ご提出ください。

**【共通様式 ※支給認定を受けるすべての方の提出が必要です。】**

- ・施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書
- ・個人番号(マイナンバー)確認書類貼付書



**【申込区分別による提出書類】**

申込区分	必要書類
認定こども園(教育部分)	共通様式、入園願書
保育園 認定こども園(保育部分)	共通様式、保育所等入所(園)申込書、 保育の必要な事由に該当する書類(P14をご参照ください)

※認定こども園の「教育部分」とは1号認定のこと。「保育部分」とは2号認定のことです。